

水質保全対策事業

◆趣旨

本事業は、農業用排水の水質汚濁に起因する障害の除去により良質な農業用水を確保することによって、又は農業用排水施設内の水質を浄化することによって農村地域の環境保全を図り、もって水資源の総合的な保全に資する。

◆事業区分

(1) 農業用排水施設整備 (2) 水質保全施設整備 (3) 支援事業 (4) 先導的モデル事業

◆実施要件

次の①②いずれかを満たすこと。なお、支援事業を実施しようとするときには、加えて次の③も満たすこととする。

- ①農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるものとして、農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行う事業（受益面積の合計10ha以上）
- ②農業用排水施設内の水質及び農業用排水施設から公共用水域へ排出される排水の水質が、良質な農業用水の確保及び農村地域の環境保全を目的として知事が策定する農村地域水質保全計画の水質基準を満たしていない地域で行う事業（受益面積の合計20ha以上）
- ③指定湖沼の流域内で行うもの

◆実施主体

事業種類	実施主体
(1) 農業用排水施設整備	県、団体
(2) 水質保全施設整備	県、市町
(3) 支援事業	県、市町
(4) 先導的モデル事業	県、団体

山口県農林水産部農村整備課計画調整班

TEL : 083-933-3423

FAX : 083-933-3429

E-mail : a17500@pref.yamaguchi.lg.jp

※詳細については、交付要綱 別紙による。